

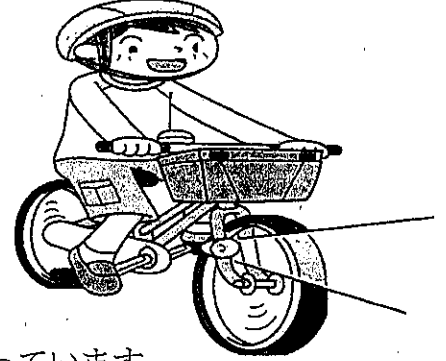


## 自転車安全月間

★実施期間★ 5月1(水) から5月31日(金) まで

★ 自転車安全利用五則を守りましょう

- 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



- ・ すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。
- ・ 七谷地区でもヘルメットを着用しない自転車利用者が散見されますが、自らの命を守る大切な道具ですので、自転車に乗る際は積極的な着用に努めましょう。

★ 損害賠償責任保険に加入しましょう

- 自転車も自動車と同様、交通事故の加害者になってしまうと多額の損害賠償が発生する可能性があります。
- 万が一の事故の補償に備えて「自転車保険」など損害賠償責任保険に加入しましょう。

★ 幼児同乗用自転車を安全に利用しましょう！

- 幼児を自転車の幼児用座席に乗せる際は、ヘルメットやシートベルトを着用させましょう。
- 幼児を二人同乗させる自転車は、停止中の転倒による事故の危険性があるため、転倒防止対策を取りましょう。

## 不法投棄は許さない

七谷地区において、不法投棄に関する相談がたびたび寄せられます。

警察でもパトロールをしていますが、もし、不法にゴミを捨てている人を見かけましたら自動車のナンバーや特徴などを控えるなどして、すぐに警察に110通報してください。

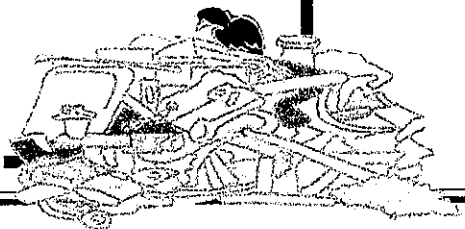


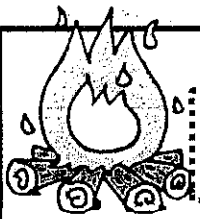
不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、

☆ 私人の場合 5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金又はその両方

☆ 法人の場合 3億円以下の罰金

などの罰則が設けられています。





野外焼却についてのお願い



# 野外焼却は、 原則禁止されています！

毎年、野外焼却が原因での火災が全国的に発生しています。  
野外焼却は法律で原則禁止されているので、ルールを守るようによろしくお願  
いします。

## ★高齢者を狙う悪質商法★ ～決して他人事ではありません～

### 悪質商法の手口の一例

#### 1 点検商法

「無料で点検します。」などと言って家庭を訪問し「屋根がずれて危険だ。」などと不安を煽り  
工事契約をしたり、高額の商品を売りつけたりする商法です。

最近では地震での被害に付け込んだ手口も発生しています。

#### 2 利殖商法

手持ちのお金を増やしたいという願望につけ込んで「必ず儲かる」「値上がり確実」などと  
言って勧誘し、購入代金や出資金を騙し取る商法です。

### 悪質商法の被害に遭わないためのポイント

- 突然訪問してきた業者には安易に点検させない、家に入れない。
- すぐに契約せず、複数の業者から見積もりを取るなど十分に検討する。
- 保険金を利用できるというトークには気を付ける。
- クーリング・オフや契約の取消しができる場合もある
- 困ったときは、家族や警察、相談機関などに相談する。

加茂警察署管内でも、不審な業者などの立ち回り情報が寄せら  
れています。

悪質商法の被害に遭った場合や、どうしたらいいかわからない  
場合など、警察までご相談ください。

